

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務 保健師又は栄養士の職務 主事補又は技師補の職務 言語聴覚士の職務	25	15.3%	主事補 技師補 主事 技師 保健師 栄養士 言語聴覚士	4 0 15 1 4 0 1	104	63.8%	係員級
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務 困難な業務を行う保健師又は栄養士の職務 困難な業務を行う言語聴覚士の職務	22	13.5%	主事 保健師 栄養士 言語聴覚士	21 1 0 0			
3級	主査の職務	20	12.3%	主査	20			
4級	係長の職務 主任の職務	57	34.8%	主任	37	20	12.3%	係長級
				係長	20			
5級	課長補佐の職務	21	12.9%	課長補佐	21	21	12.9%	課長補佐級
6級	課長又は事務局長の職務	14	8.6%	課長 局長	13 1	14	8.6%	課長級
7級	部長又は教育次長の職務	4	2.5%	部長 次長	3 1	4	2.4%	部長・次長級

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職員の職務 労務職員の職務	0	0.0%	運転手 用務員 給食調理員	0 0 0	12	100.0%	係員級
2級	経験を必要とする技能職員の職務 経験を必要とする労務職員の職務	0	0.0%	運転手 用務員 給食調理員	0 0 0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	1	8.3%	運転手 用務員 給食調理員	0 1 0			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、特に困難な業務を行う労務職員の職務	11	91.7%	技能労務職主任 運転手 用務員 給食調理員	1 4 2 4			